

対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法
(法律第 10986 号、2011.8.4 一部改正、2011.8.4 施行)

仮訳

第 1 条(目的)

この法は対日抗争期強制動員被害の真相を究明し、歴史の真実を明らかにするとともに、1965 年に締結された「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」と関連し、国家が太平洋戦争前後の国外強制動員犠牲者とその遺族等に人道的見地から慰労金等を支援することによってその苦痛を治癒し国民和合に寄与することを目的とする。

第 2 条(定義)

この法に使用する用語の意義は次の通りである。

- 1 「対日抗争期強制動員被害」とは満州事変以後太平洋戦争に及ぶ時期に日帝により強制動員され、軍人、軍務員、労務者又は慰安婦等の生活を強要された者が被った生命、身体及び財産等の被害をいう。
- 2 「被害者」とは第 1 号の対日抗争期強制動員被害を被った者であって、第 8 条第 3 項により被害者として認定された者をいう。
- 3 「国外強制動員犠牲者」とは次の各目の一に該当する者をいう。
 - ア 1938 年 4 月 1 日から 1945 年 8 月 15 日の間に日帝により軍人、軍務員又は労務者等として国外に強制動員され、その期間中又は国内に帰還する過程で死亡若しくは行方不明になった者又は大統領令に定める負傷により障害を負った者であって第 8 条 6 項により国外強制動員被害者として認定を受けた者
 - イ 「日帝強占下強制動員被害真相究明等に関する特別法」(本法により廃止される法律をいう。以下同じ)第 3 条第 2 項第 4 号又は本法第 8 条第 3 号により被害者として認定を受けた者であって、1938 年 4 月 1 日から 1945 年 8 月 15 日の間に日帝により軍人、軍務員又は労務者等として国外に強制動員され、その期間中又は国内に帰還する過程で死亡又は行方不明となった者
 - ウ サハリン地域強制動員被害者の場合は 1938 年 4 月から 1990 年 9 月 30 日までの期間中又は国内に帰還する過程で死亡又は行方不明になった者
- 4 「国外強制動員生還者」とは 1938 年 4 月 1 日から 1945 年 8 月 15 日の間に日帝により軍人、軍務員又は労務者等として国外に強制動員され国内に帰還した者の中で国外強制動員犠牲者に該当しない者であって、第 8 条第 7 号により国外強制動員生還者として認定を受けた者をいう。
- 5 「未収金被害者」とは 1938 年 4 月 1 日から 1945 年 8 月 15 日の間に日帝により軍人、軍務員又は労務者等として国外に強制動員され、労務提供等の対価として日本国及び

日本企業等から支給を受けるべきであった給料、各種手当、弔慰金又は扶助料(以下「未収金」という)の支給を受けられなかった者であって、第 8 条 6 号により未収金被害者として認定された者をいう。

第 3 条(遺族の範囲等)

- ① この法において「遺族」とは、被害者、国外強制動員犠牲者及び未収金被害者のうち死亡又は行方不明となった者の親族中、次の各号に該当する者であって、第 8 条第 3 号及び第 6 号により遺族として認定を受けた者をいう。
 - 1 配偶者及び子
 - 2 父母
 - 3 孫
 - 4 兄弟姉妹
- ② 第 4 条による慰労金及び第 5 条による未収金の支給を受ける遺族の順位は第 1 項各号の順位による。
- ③ 第 1 項各号の順位により遺族は第 4 条による慰労金及び第 5 条による未収金支援金の支給を受ける権利を有する。但し同順位の者が 2 名以上ある場合には等しい持分により慰労金及び未収金支援金の支給を受ける権利を共有する。
- ④ 強制動員被害死亡者の遺骨の引渡を受ける遺族については、第 1 号各号の該当者が無い場合には死亡者の親族中第 8 条による対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会が認定する近親又は縁故者の順とする。

第 4 条(慰労金)

国家は国外強制動員犠牲者又はその遺族に次の各号の区分に従い慰労金を支給する。

- 1 国外に強制動員され死亡又は行方不明になった場合には国外強制動員犠牲者 1 名当たり 2 千万ウォン[「対日民間請求権補償に関する法律」(法律第 2685 号対日民間請求権補償に関する法律として制定され法律第 3615 号対日民間請求権保障に関する法律を廃止法律として廃止された法律をいう)第 4 条第 2 項により金銭の支給を受けた場合には犠牲者一人当たり 234 万ウォンを控除した金額とする]
- 2 国外に強制動員され負傷により障害を負った場合には国外強制動員犠牲者一人当たり 2 千万ウォン以下の範囲で障害の程度を考慮して大統領令で定める金額

第 5 条(未収金支援金)

- ① 国家は未収金被害者又はその遺族に未収金被害者が日本国又は日本企業等から支給を受けるべきであった未収金を当時の日本国通貨 1 円を大韓民国通貨 2000 ウォンに換算して支給する。
- ② 第 1 項の場合に未収金の金額が日本国通貨 100 円以下の場合には未収金金額を日本

国通貨 100 円とみなす。

第 6 条(医療支援金)

- ① 国家は国外強制動員犠牲者中の生存者又は国外強制動員生存者中の生存者が老齢、疾病又は障害等により治療又は補助装具使用が必要な場合には治療又は補助装具の購入に使用される費用の一部を支援する。
- ② 第 1 項による支援金の支給額、支給方法及びその他支給に必要な事項は大統領令で定める。

第 7 条(慰労金等支給の除外)

次の各号の一に該当する場合には第 4 条による慰労金、第 5 条による未収金及び第 6 条による医療支援金(以下「慰労金等」という)を支給しないものとする。

- 1 国外強制動員犠牲者、国外強制動員生還者又は未収金被害者が「日帝強占下反民族行為真相究明に関する特別法」第 2 条に定める親日反民族行為をした場合
- 2 「日帝下日本軍慰安婦被害者に対する生活安定支援及び記念事業等に関する法律」等別途の法律により強制動員期間に被った被害に対しすでに一定の支援を受け若しくは現在受けている者又はその遺族
- 3 1947 年 8 月 15 日から 1965 年 6 月 22 日まで継続して日本に居住した者
- 4 大韓民国の国籍を保有しない者

第 8 条(対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会の設置及び業務)

次の各号の事項を審議及び決定するために国務総理所属の対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会(以下「委員会」という)を置く。

- 1 対日抗争期強制動員被害真相調査及び被害判定不能決定に関する事項
- 2 対日抗争期強制動員被害に関する国内外資料の収集、分析並びに遺体の調査、発掘、収集及び奉還に関する事項
- 3 被害者及び遺族の審査及び認定に関する事項
- 4 資料館及び追悼空間造成に関する事項
- 5 この法に定める家族関係登録簿の作成に関する事項
- 6 国外強制動員犠牲者及びその遺族又は未収金被害者及びその遺族の認定に関する事項
- 7 国外強制動員生還者の認定に関する事項
- 8 国外強制動員犠牲者の負傷による障害の判定に関する事項
- 9 慰労金等の支給に関する事項
- 10 結果報告書作成等に関する事項
- 11 その他大統領令に定める事項

第9条(委員会の構成及び運営)

- ① 委員会は常任委員である委員長1名を含む11名以内の委員で構成し、委員は関係公務員及び学識と経験が豊富な者の中から大統領が任命又は委嘱する。
- ② 委員長は委員中から大統領が任命又は委嘱する。
- ③ 委員長は政務職に補する。
- ④ 公務員でない委員の任期は2年とし重任することができる。
- ⑤ 委員が事故により職務を遂行することができず又は欠員となった場合には遅滞なく新しい委員を任命又は委嘱しなければならない。この場合補任された委員の任期は前任委員の残余任期とする。
- ⑥ その他委員会の組織及び運営等に必要な事項は大統領令で定める。

第10条(分科委員会)

- ① 委員会の業務を効率的に遂行するため、委員会に分科委員会を置くことができる。
- ② 分科委員会の組織及び運営等に必要な事項は大統領令で定める。

第11条(委員の保護等)

- ① 何人も職務を行う委員、職員若しくは鑑定人を暴行若しくは脅迫し又は委員若しくは職員に業務上の行為を強要若しくは阻止し若しくはその職を辞退させる目的で暴行又は脅迫をしてはならない。
- ② 何人も対日抗争期強制動員被害の調査に関して情報を提供し又は提供しようとすることを理由として解雇、停職、減給又は転補等いかなる不利益も受けない。
- ③ 委員会は対日抗争期強制動員被害の調査に関連する証拠及び資料等の確保又は隠滅の防止に必要な対策を講じなければならない。
- ④ 委員会は対日抗争期強制動員被害の実態を明らかにし又は証拠及び資料等を発見若しくは提出した者に必要な補償又は支援をすることができる。その補償又は支援の内容と手続等に必要な事項は大統領令で定める。

第12条(委員会等の責任免除)

委員会、委員、職員及び委員会の委嘱又は委任を受けて業務を遂行した専門家、鑑定人又は民間団体とその関係者は委員会の議決により作成、公開された報告書又は公表内容については故意又は重大な過失がない限り民事又は刑事上責任を負わない。

第13条(秘密遵守義務)

委員又は委員であった者、委員会職員又は職員であった者、鑑定人又は鑑定人であった者、委員会の委嘱により調査に参加し若しくは委員会の業務を遂行した専門家又は民間団体とその関係者はその職務遂行過程で知り得た情報、文書、資料又は物件を他の者に提供、

漏洩又はその他委員会の業務遂行以外の目的のために利用してはならない。

第 14 条(不利益の禁止)

何人もこの法により委員会対して行った申請、申告、陳述又は資料提出等の理由により不利益を受けない。

第 15 条(委員の職務上独立と身分保障)

- ① 委員は外部のいかなる指示や干渉を受けることなく独立してその職務を遂行する。
- ② 委員は身体上又は精神上の障害で業務遂行が著しく困難又は不可能になった場合及び刑の宣告による場合を除いてはその意思に反して免職されない。
- ③ 委員が第 2 項による身体上又は精神上の障害で業務遂行が著しく困難又は不可能になった旨の認定については在籍委員 3 分の 2 以上の賛成で議決する。

第 16 条(委員の欠格事由)

- ① 次の各号の一に該当する者は委員となることができない。
 - 1 大韓民国の国民でない者
 - 2 「国家公務員法」第 33 条各号の一に該当する者
 - 3 政党の党员
 - 4 「公職選挙法」により実施する選挙に候補者(予備候補者を含む)として登録した者
- ② 委員が第 1 項各号の一に該当することとなる場合には当然に退職する。
- ③ 委嘱委員が次の各号の一に該当する場合には解嘱することができる。
 - 1 心身障害によって職務遂行が不可能又は著しく困難と認められる場合
 - 2 職務怠慢、品位損傷又はその他の理由によって委員として適当でないと認められる場合

第 17 条(委員の除斥・忌避・回避)

- ① 委員は次の各号の一に該当する場合には当該審議及び決定から除斥される。
 - 1 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が慰労金等の支給申請をした場合
 - 2 委員が慰労金等の支給申請人と親族又は親族であった場合
 - 3 委員が慰労金等支給申請に関して当事者の代理者として関与又は関与した場合
- ② 慰労金等の支給申請人は委員に審議及び決定の公正性を期待することが困難な事情がある場合には委員会に委員の忌避を申立てることができる。
- ③ 委員本人は第 1 項各号の一又は第 2 項の理由に該当する場合には自ら委員会の審議及び決定を回避することができる。

第 18 条(議決定足数)

委員会はこの法に特別な規定がある場合を除き在籍委員過半数の賛成で議決する。

第 19 条(委員会の存続期間及び調査期間等)

- ① 委員会は 2012 年 12 月 31 日まで存続する。但し期間内に委員会の業務を完了することが困難な場合には国会の同意を受けて 6 ヶ月以内の範囲で 2 回に限って存続期間を延長することができる。〈改正 2011. 8. 4〉
- ② 委員会は慰労金等の支給のために 2012 年 2 月 29 日まで対日抗争期強制動員被害の調査(「日帝強制占領下強制動員被害真相究明等に関する特別法」第 12 条により被害申告又は真相調査の申請を受けた件に限る。以下同じ)を完了しなければならない。〈改正 2011. 5. 30, 2011. 8. 4〉
- ③ 委員会は第 1 項及び第 2 項による期間内に業務を完了するために委員会の業務処理状況と期間内完了のための計画又は対策を毎分期的に国務総理に報告しなければならない。
- ④ 第 1 項により委員会の存続期間が満了する場合の委員会の所管事務は行政安全部長官がこれを継承する。

第 20 条(事務局の設置)

- ① 委員会の事務を処理するために委員会に事務局を置く。
- ② 事務局に事務局長 1 名とその他の必要な職員を置く。
- ③ 事務局長は委員会の議決を経て委員長の提請により大統領が任命する。
- ④ 所属職員のうち 5 級以上公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員は委員長の提請により大統領が任命し、6 級以下公務員は委員長が任命する。
- ⑤ 事務局長は委員長の指揮を受けて事務局の事務を管掌し、所属職員を指揮、監督する。

第 21 条(職員の身分保障)

委員会の職員は刑の宣告、懲戒処分又は委員会の規定に定める事由による場合を除いてはその意思に反して退職、休職、降任又は免職されない。

第 22 条(申告及び申請の却下)

- ① 委員会は対日抗争期強制動員被害の調査又は第 27 条による慰労金等の支給申請が次の各号の一に該当する場合にはこれを調査することなく却下することができる。
 - 1 申告又は申請が委員会の調査対象に属しない場合
 - 2 申告又は申請の内容がそれ自体として明確に虚偽又は理由がないと認められる場合
 - 3 委員会が却下した申告又は申請と同一の事実について再び申告又は申請をした場合。

但し申告人又は申請人が従来 of 申告又は申請において提出しなかつた重大な疎明資料を提出した場合を除く。

- ② 委員会は調査を開始した後にその申告又は申請が第 1 項各号の一に該当することとなつた場合にもその申告又は申請を却下することができる。

第 23 条(被害真相調査方法等)

- ① 委員会は被害真相調査及び慰労金等の支給審査のために次の各号の措置をすることができる。
- 1 申請人、証人及び参考人等に対する陳述書提出要求、出席要求及び証言又は陳述聴取
 - 2 関係人、関係機関、施設又は団体等に対する関連資料又は物件提出要求
 - 3 対日抗争期強制動員被害が発生した場所等に対する実地調査
 - 4 死亡者の遺族ではない者であつて被害者の遺体を保管し又は遺体の所在を知る者又は団体等に対する関連資料及び遺体の提出要求
 - 5 行政機関及びその他の関係機関に必要な協力要請
 - 6 鑑定人の指定及び鑑定依頼
- ② 委員会は必要と認める場合には委員又は所属職員に第 1 項各号の措置をさせることができる。
- ③ 第 1 項第 2 号から第 5 号までの規定により関連資料、物件若しくは遺体の提出又は必要な協力を要求された関係機関等の長は大統領令に定める特別な事由がない限りこれに応じなければならず、関連資料の発掘及び閲覧並びに実地調査のために必要な便宜を提供しなければならない。
- ④ 第 1 項第 2 号により提出要求を受けた関係機関等の長は当該資料が外国で保管されている場合には当該国家の政府と誠実に交渉し、その処理結果を委員会に通報しなければならない。
- ⑤ 委員会は関係機関を通じて外国の公共機関が保管する資料について当該国家の政府にその公開を要請することができる。
- ⑥ 委員会は被害者の遺体情報を聚合、管理し、被害者の遺族に当該情報を提供することができる。

第 24 条(申告及び申請の棄却)委員会は対日抗争期強制動員被害の申告又は申請を調査した結果、その内容が次の各号の一に該当する場合にはその申告又は申請を棄却しなければならない。

- 1 申告若しくは申請内容が事実でないことが明白又は事実と認めるに足る客観的な証拠がない場合
- 2 対日抗争期強制動員被害に該当しない場合

3 被害真相調査が適切でない場合として大統領令に定める場合

第 25 条(被害真相調査及び被害判定不能決定)

- ① 委員会は対日抗争期強制動員被害の真相を明らかにすることができない場合には調査不能である旨とその事由を記載した決定をしなければならない。
- ② 委員会は被害者及び親族が被害申告をした場合に被害の真相を明らかにすることができない場合、被害判定不能の旨とその事由を記載した決定をすることができる。
- ③ 委員会は第 1 項及び第 2 項の決定後に対日抗争期強制動員被害を証明する新資料が発見された場合には、被害申告人若しくは真相調査申請人の申請又は職権により再調査することができる。

第 26 条(決定等)

- ① 委員会は該当被害に対する調査を完了した場合には次の各号の事項を決定しなければならない。
 - 1 対日抗争期強制動員被害の有無
 - 2 該当被害の原因及び背景
 - 3 被害者及び遺族
- ② 委員会は第 1 項の決定をした後、必要な場合には被害真相調査等について公表し又は大統領と国会に報告することができる。

第 27 条(慰労金等の支給申請)

- ① 慰労金等の支給を受けようとする者は大統領令に定める証拠資料を添付して書面で委員会に慰労金等の支給を申請しなければならない。
- ② 第 1 項による慰労金等の支給申請は 2012 年 6 月 30 日までに行わなければならない。但し委員会が被害者及び遺族について調査中である場合には第 29 条による決定書正本を受領した日から 60 日以内に慰労金等の支給を申請することができる。

<改正 2011. 5. 30, 2011. 8. 4>

- ③ 委員会は第 1 項により提出された申請書又はその他の関連証拠資料に不備な事項があると判断する場合にはその申請人に補完すべき事項及び期間を明示して補完を要求することができる。この場合補完期間は 60 日以内とするが、補完に関する事項を徹底して案内しなければならない。
- ④ その他慰労金等の支給申請に必要な事項は大統領令で定める。

第 28 条(慰労金等支給申請の審議と決定)

- ① 委員会は慰労金等の支給申請を受けた日から 6 ヶ月以内に支援の可否とその金額を審議及び決定しなければならない。但しその期間内に決定することができない正当な

事由がある場合には委員会の決定により 1 回に限り 90 日の範囲内で審議及び決定期間を延長することができ、被害者及び遺族について調査中である場合にはその調査が終了するまで審議及び決定期間を延長することができる。

- ② 第 27 条第 3 項により申請人が申込書類を補完する場合には補完された書類を受領した日を支給申請日とみなす。
- ③ その他審議及び決定に必要な事項は大統領令で定める。

第 29 条(決定書送達及び再審議)

- ① 委員会は第 22 条による却下決定、第 24 条による棄却決定、第 25 条による被害真相調査及び被害判定不能決定、第 26 条による被害者及び遺族の認定、第 28 条による慰労金等の支給の可否の決定をした場合には遅滞なくその事由を明示し、その決定書正本を申告人又は申請人に送達しなければならない。
- ② 第 1 項の送達に関しては「民事訴訟法」の送達に関する規定を準用する。
- ③ 被害申告人又は被害真相調査申請人であった者が死亡又は所在不明の場合にはその配偶者又は直系尊卑属に送達しなければならない。
- ④ 委員会は第 1 項及び第 3 項による送達をする場合には、送達対象者に再審議申請の提起、その手続と期間及びその他の必要な事項を告知しなければならない。
- ⑤ 第 1 項及び第 3 項により決定書を受領した者はその内容に異議がある場合には決定書を受領した日から 60 日以内に委員会に書面で再審議申請することができる。
- ⑥ 第 5 項による委員会の再審議決定は 60 日以内に行わなければならない。但しその期間内に決定することができない正当な事由がある場合には委員会の決定により 1 回に限り 30 日の範囲で再審議決定期間を延長することができる。
- ⑦ 再審議決定書の送達については第 1 項及び第 2 項を準用する。
- ⑧ 第 4 項乃至第 6 項の規定による再審議申請の手続に必要な事項は大統領令で定める。

第 30 条(申請人の同意と慰労金等の支給)

- ① 決定書正本の送達を受けた申請人が慰労金等の支給を受けようとする場合にはその決定に対する同意書を添付して委員会に慰労金等の支給を請求しなければならない。
- ② 慰労金等の支給に関する手続等に必要な事項は大統領令で定める。

第 31 条(慰労金等の支給を受ける権利の保護)

慰労金等の支給を受ける権利は譲渡若しくは担保として提供し又は差し押さえることができない。

第 32 条(租税免除)

慰労金等には「租税特例制限法」に定めるところにより国税及び地方税を賦課しない。

第 33 条(消滅時効等)

- ① 慰労金及び未収金支援金の支給を受ける権利は決定書正本が申請人に送達された日から 1 年間行使しない場合には時効の完成により消滅する。
- ② 第 6 条による医療支援金の支給を受ける権利は第 27 条第 1 項による支給申請をした日から発生する。

第 34 条(還収等)

- ① 国家は慰労金等の支給を受けた者が次の各号の一に該当する場合にはその慰労金等の全部又は一部を還収することができる。
 - 1 虚偽又はその他の不正な方法により慰労金等の支給を受けた場合
 - 2 錯誤又はその他の事由により過って支給を受けた場合
- ② 国家が第 1 項により慰労金等を還収する場合には国税徴収法を準用する。

第 35 条(結果報告書作成等)

- ① 委員会は第 19 条による存続期間が満了する日から 6 ヶ月以内に委員会の活動に関する総合的な結果報告書を作成して大統領と国会に報告し、これを公表しなければならない。
- ② 第 1 項による報告書にはこの法施行前の日帝強制占領下強制動員被害真相究明委員会と太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者支援委員会の活動に関する事項を含まなければならない。
- ③ 第 1 項による報告書に含まれる内容は大統領令で定める。

第 36 条(類似名称の使用禁止)

委員会ではない者は対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会又はこれと類似の名称を使用することができない。

第 37 条(被害者関連財団支援等)

政府は対日抗争期強制動員によって死亡した者を追悼し、歴史的意味を反芻し、平和と人権を伸長するため、次の各号の事業を施行し又はこの事業を遂行する目的により設立される財団に必要な費用を予算の範囲で支援し又は基金を出損することができる。 <改正 2011. 8. 4>

- 1 追悼空間(追悼墓地・追悼塔・追悼公園)の造成等の慰霊事業
- 2 対日抗争期強制動員被害資料館及び博物館の建設
- 3 日帝強制動員被害に関する文化・学術事業及び調査・研究事業
- 4 その他の関連事業

[題目改正 2011. 8. 4]

第 38 条(家族関係登録簿の作成)

対日抗争期強制動員被害によって家族関係登録簿が作成されず又は家族関係登録簿に記載された内容が事実と異なる場合には他の法令の規定にかかわらず委員会の決定により大法院規則に定める手続により家族関係登録簿の作成又は記録の訂正をすることができる。

第 39 条(公務員の派遣等)

- ① 委員長は委員会の業務遂行のために必要と認める場合には国家機関又は地方自治体の長に所属公務員の派遣勤務及びこれに対し必要な支援を要請することができる。この場合派遣要請等を受けた国家機関又は地方自治体の長は業務遂行に重大な支障のない限りこれに従わなければならない。
- ② 第 1 項により公務員を派遣した国家機関又は地方自治体の長は委員会に派遣された者に人事上不利な措置をしてはならない。

第 40 条(権限の委任・委託)

- ① 委員会は業務を処理するにあたり必要と認める場合には大統領令に定めるところによりその業務の一部を特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長(自治区の区庁長をいう)に委任することができる。
- ② 委員会は大統領令の定めるところにより慰労金等の支給に関する事務を金融会社等に委託することができる。

第 41 条(罰則適用における公務員擬制)

公務員でない委員会の委員又は職員は「刑法」第 129 条乃至第 132 条の規定による罰則の適用においては公務員とみなす。

第 42 条(罰則)

- ① 第 11 条第 1 項に違反し、職務を行う委員、職員若しくは鑑定人を暴行若しくは脅迫し又は委員、職員、若しくは鑑定人に対しその業務上の行為を強要、阻止若しくは職を辞退するようにする目的で暴行若しくは脅迫した者は 5 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。
- ② 虚偽その他の不正な方法により慰労金等の支給を受け又は受けさせた者は 5 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。
- ③ 第 2 項の未遂犯は処罰する。
- ④ 第 13 条に違反した者は 2 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

第 43 条(過怠金)

- ① 次の各号の一に該当する者には 1 千万ウォン以下の過怠金を賦課する。
- 1 正当な事由なく第 23 条第 1 項第 3 号による実地調査を拒否又は忌避した者
 - 2 正当な事由なく第 23 条第 1 項第 4 号による遺体及び関連資料の提出を拒否した者
 - 3 第 36 条に違反して類似名称を使用した者
- ② 第 1 項による過怠金は大統領令の定めるところにより委員長が賦課及び徴収する。

付則<第 10986 号、2011. 8. 4>

この法は公布した日から施行する。